

午後2時11分開会

○はやお委員長 こんにちは。ただいまから企画総務委員会を開会いたします。座らせて進めさせていただきます。

お手元に本日の日程をお配りしております。議案審査4件、請願審査1件、陳情審査4件、報告事項2件、その他となっておりますが、このように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 それでは、まず初めに、1の議案審査から入ります。

前回3月2日の委員会から継続審査となっております議案第18号、（仮称）四番町公共施設新築工事請負契約について、議案第19号、（仮称）四番町公共施設新築電気設備工事請負契約について、議案第20号、（仮称）四番町公共施設新築空調設備工事請負契約について、議案第21号、（仮称）四番町公共施設新築給排水衛生設備工事請負契約について、の4件について議案を一括して審査したいと思います。

資料も出ておりますので、執行機関からの説明を求めます。

○加藤住宅課長 それでは、資料に基づきましてご説明のほうをさせていただければと思います。

ちょっと、資料が多くて申しわけございません。参考資料1-1、1-2、それから参考資料2、最後は参考資料3という形になります。

それでは、参考資料1-1からご説明申し上げます。

参考資料1-1、先日、小枝委員のほうから資料要求のほうをいただきました区営四番町住宅の建替に伴う移転条件等についてということで、1-1が区営四番町住宅の入居者の方々にお送りさせていただいた文書でございます。

次に、参考資料1-2でございますが、これが区営四番町アパート入居者の方々へお送りした移転条件等という形になります。

それでは、1-1のほうで大まかな説明をさせていただきます、1-1のほうの説明が終わりましたら、1-1と1-2の差異のところの部分をご説明させていただきたいと思っております。

それでは、参考資料1-1をごらんください。こちらにつきましては、建替えに伴う（仮称）区立麴町仮住宅への仮移転に関しての条件等がまとまったということで、令和の2年、先月、2月10日のほうに住宅の方々のほうに投函させていただいた、また、直接、手渡しでお渡しさせていただいたものでございます。

記書きの以降でございます。1、建替事業についてということで、建替事業のほうを実施するため、現在お住まいの住戸を明け渡していただき、（仮称）区立麴町仮住宅にお移りいただくというところにつきましてが1番となります。2番は、仮移転先としまして、（仮称）区立麴町仮住宅のほうの概要のほうを記載してございます。

1枚おめぐりいただいた下のほうとなります。3、区立麴町仮住宅の入居に関する注意事項ということで、住戸割、また、住宅使用料、抽選会、そして移転説明会と、4項目に分けて説明をさせていただいております。

まず、住戸割につきましては、一人世帯、また二人世帯、三人世帯ということで、基本的には、2DKのほうに移っていただくと。4人以上の場合につきましては、3LDKと

いう形で、願いをするものでございます。ただ、一人世帯でご希望される方については、1DKでも選択のほうが可能ですよという形でやらさせていただきたいというふうに思っております。また、世帯人数につきましては、この2月10日現在における世帯人数によるものということで、これ以降については、原則、世帯の人数に増減があった場合についても、住戸割は変更しないことを、ここで下線を引いて記載をしております。

また、住宅使用料につきましては、現在、使用中の住宅使用料を据え置いて同額というふうにさせていただきますが、先ほど申し上げた住戸割につきましては、部屋が小さくなったり大きくなったりとした場合については、住宅使用料を調整させていただく旨を記載しております。

(3) 番の抽選会ですが、同一タイプでの階数・向き・並びにつきましては、入居説明会に合わせて抽選会を実施しまして、その抽選で決定するという旨を記載しております。

次のページが(4) 移転の説明会ということで、この来月、4月、6月、また、入居の説明会を8月に実施する予定です。それまでの間に、内覧会を実施する予定でございます。

その下、4番、移転補償料でございます。移転補償料としましては、約21万6,000円をお支払いするというので、現在からの住宅から仮移転先に移る際と、あと、仮移転先から四番町のほうにお戻りになる場合の2回お支払いするという形で、記載をさせていただいております。この上記の金額は、予算の成立を前提としまして、その後の諸物価の動向も踏まえ決定しますので、現時点では予定の金額という形になります。

5番のそれ以外、麴町仮住宅以外の移転先につきましては記載となります。移転先については、原則は麴町仮住宅でございますが、今までのさまざまな委員の皆様からの質疑にもありましたとおり、区営住宅や高齢者住宅への移転も希望することは可能でございます。ただ、どうしても戸数には限りがありますので、そういったところにつきましては、さまざまな状況をお伺いしまして、優先順位をつけさせていただくことになる。ただし、麴町仮住宅以外を選択し、入居した場合には、四番町公共施設に設置する区営住宅に入居することができないというふうに記載もさせていただくのと、通勤、通学の事情で、麴町仮住宅以外の住宅を仮移転先としたい場合については、お問い合わせくださいと記載をさせていただいております。

6番の(仮称)四番町公共施設の整備概要については、この次のページの真ん中下ぐらいまで記載のほうをさせていただいております。

次のページの7番、四番町公共施設の入居に関する注意事項ということで、住戸割につきましては、一人世帯、二人世帯は2DK、三人世帯、四人世帯は3LDK。米印の一番上の米印については、先ほどの仮住宅と同様でございます。その下の今後の世帯数の減や世帯数の世帯人数の増減なども想定されますので、住戸割の詳細については、完成の1年前をめどにお知らせしますという記載をさせていただいております。

(2) の住宅使用料でございます。新築であることを前提に算定した使用料とどうしてものなってしまうんですが、仮住宅の使用料と比較しまして、著しく増額となる場合につきましては、激変緩和措置として、5年間の家賃の段階的な減額のほうを実施させていただくと。

それから、(3) につきましては、抽選会でございます。同一タイプでの階数・向き・

位置については、抽選で決定する予定でございます。

8番、現在の住宅使用許可等についてということで、こちらは四番町住宅でございますので、建替事業、要は法定建替のほうの事業となります。ですので、建替事業の国の承認が決定次第、その旨を通知させていただいて、その後、明渡しを請求させていただくというふうに記載のほうをさせていただいております。

9、その他でございます。こちらは、ちょっと特殊な事例かとは思いますが、現に収入超過の状態にある場合に、または仮移転までに収入が超過の状態となった場合には、取り扱いが異なる場合ということで、下のほうに例示を記載してございます。

10番、意向調査ということで、1枚めくっていただいたところで、意向調査票のほうをつけさせていただいております。こちらにつきまして、先月末、2月28日までにご投函いただくか、ファクシミリで送っていただきたいという旨を記載させていただいております。

最後、問い合わせということで、住宅課のほうの問い合わせ先のほうに記載させていただいているところでございます。

それから、1-1と1-2の差異がある部分につきましてですが、大きく8番の項目となります。1-2の8番、1-1の8番を見ていただければおわかりいただけるかと思いますが、1-2の8番のほうにつきましては、任意建替となりますので、建替事業の実施に当たり、今後、現在の住宅の使用許可を一旦取り消すこととなりますという形の文章が一番大きなところでございます。細かくは、その下の9番のその他の項目で、建替後の項目6といったところの記載がございまして、大きくは8番のところの差異となっております。

それでは、続いて、参考資料2のほうのご説明に移りたいと思います。

こちらが、先ほど見ていただいた意向調査の結果となります。参考資料2の意向調査の結果ということで、きのう現在の数字となっております。

1番の意向調査集計結果でございます。

まず、①四番町住宅とアパート、それぞれの数につきましては、四番町住宅が「仮移転する」に11世帯、四番町アパートについては12世帯ということで、合計は23世帯でございました。

②の麴町仮住宅以外の区営住宅・高齢者住宅・区民住宅を希望する世帯ということで、四番町住宅についてはゼロ、四番町アパートは4世帯で、合計は4名でございます。

③その他でございます。四番町住宅は、1世帯。四番町アパートにつきましては、11世帯。合計が12世帯でございます。このうち、反対と記載のある方は、6世帯でございました。また、その他とチェックをしていただいた後に無記入であった方、さまざまな状況で、ちょっとご判断いただけないという方が合計で5名いらっしゃいました。

それから、最後の項目④でございます。これは、もう何も印をチェックされなかった方が、住宅のほうはゼロ、アパートは2名。合計が2名ということで、回答数につきましては、合計が四番町住宅は12世帯。1世帯、まだ返答いただけていない世帯がございまして、括弧の中が未回答数となります。四番町アパートにつきましては、32世帯中29世帯回答が返ってきてございますが、3世帯まだ未回答でございます。合計は45世帯中41世帯から回答が返ってきて、未回答が4世帯となります。

この調査の最中に四番町住宅の1世帯が転居をされましたことを申し添えます。

それから、その下、2番の出張相談会実施結果でございます。相談件数につきましては、四番町住宅8世帯、四番町アパートは15世帯、実質世帯ということで、複数回お越しになった方がいますので、実質は、四番町アパートは14でございます。合計は23回相談を受け付け、実質世帯は22世帯でございます。米印で記載しておりますが、2月16、17、20日で、四番町の区民集会室で実施をしたものでございます。期間中、来庁また訪問、その集会室に訪問されたという相談を含むとしてでございます。

参考資料2の説明については、以上でございます。

続いて、A4横のほうで資料のほうを作成しました参考資料3になります。建替事業の手法による明渡しを求める根拠の比較についてという書類となります。もう一枚つけてございますが、前回の常任委員会のほうでも参考資料でご提出させていただいたものとなります。一応、念のためつけさせていただきました。

それでは、建替手法のそれぞれの根拠の比較といったところをごらんいただければと思います。

建替手法でございますが、法定建替事業と任意建替事業と、その二つに分かれます。法定建替事業については、四番町住宅のほうになりますが、その根拠でございます。公営住宅法第38条第3項、公営住宅の明渡しの請求ということで、こちらの法律に基づきまして、千代田区営住宅条例第35条、建替事業の施行に伴う明渡請求ということで、今回は、この建替事業のほうになりますので、こちらの条文を根拠に明渡請求のほうをさせていただくということになります。

では、その下でございます。任意建替事業のほうでございます。四番町アパートのほうにつきましては、任意になりますので、この公営住宅法を根拠に扱えないと、さまざまご指摘をいただいているところでございますが、こちらについては、借地借家法の第28条を用いまして、明渡請求のほうをさせていただくという形になります。こちらについては、この法律の一番下に記載してございますが、正当な事由があると認められる場合でなければすることができないと。逆を言えば、正当な事由があれば認められると、明渡しについて認められると。

その後の手順・手続を定めたのが、その下の区要綱で定めているというものでございます。こちらについては、建替事業により除却すべき住宅の入居者に対して、除却する旨の通知をし、また、当該住宅の入居者に対し、使用許可を取り消し、期間を定めて明け渡しを請求するものとするという事務手続を定めたものでございます。

備考欄でございます。要綱における建替等事業については、「旧区立住宅又は区営住宅の建替及び廃止の事業をいう」としており、公営住宅法に基づく法定建替事業に限定していないというものでございます。（マイク不調のため交換）

失礼しました。その下でございます。借地借家法における賃貸人からの解約申入れの正当事由を補完する区の建替要綱の規定でございます。前回の常任委員会の資料のほうにも記載のほうをさせていただいておりますが、仮住宅また建替後の新しい住宅のほうへの再入居の保障及び家賃のほうはそのまま低廉のままと。それから、移転料の支払いでございます。国基準が17万6,000円でございますが、その約2割を超す21万6,000円を今回提示してございます。また、説明会の実施ということでございますと、4年前から

説明会のほうで予告しております。また、そちらについては、いきなりの移転の要求や、また、書面のみの一方向的な要求はしていないということで、前回もご説明したとおりでございますが、法定建替と変わらないような形で、今回の任意建替のほうを進めさせていただくと。それを任意建替だけでは、法定建替を補完することができないといったところで、要綱による建てかえではなくて、さまざま要綱で補完をさせていただくという形でやらせていただきたいと思いますと考えてございます。

説明は以上です。

○はやお委員長 はい。ありがとうございました。

ほかに。資料、いいですか。なかったんだ。（発言する者あり）はい。

それでは、質疑、質問に入りたいと思います。

前回のところの整理になるとと思いますが、約五つほどの課題がありました。

まず、施設整備計画変更による金額並びにスケジュールの比較はどうか。これにつきましては、予算の委員会のところでやっております。ですから、このところは、一応、済んでおると。そこで総合的にご判断いただきたいと。

あと、四番町住宅・アパートの住宅の意向調査結果、これは、今、きょう、本日出ております。これについては、皆さんで質疑を受けたいと思います。

そして、法定建替及び任意建替の考え方を整理したものということで、本日、前回も整理いたしました。さらに加えて整理をいただいております。

そして、また、日本テレビとの交渉経緯・結果ということですが、これにつきましては、本会議でもわかりましたが、相手の日テレサイドのほうの対応はありますが、教育長がその確認をし、そして、今、取締役会のほう等々のいろいろな手続がありますけれども、かなりこの辺のところの確からしい中での対応が進んでいるということも、予算の委員会でもわかっております。

また、東京メトロとの交渉経緯、これについては、確かに関係はありますけれども、今回の契約については、ちょっと別枠で考えていたらどうだろうかということで、予算のところでも質疑はしております。このことを一応、念頭にいただきながら、質疑、質問を受けたいと思います。

それでは、委員のほう、何かありましたらお願いいたします。

○小枝委員 ご説明をいただいたわけですが、委員長が、今、ポイントも整理をされましたけれども、全く、区が、寄り添う、寄り添うと言っているが、ただただ区の希望、思いだけでここまで来ちゃったからやるというだけの話にしか聞かえないご説明でした。

きょうは、意向調査の結果も出てきているので、どこから――まず、この参考資料3のところなんですけれども、正当事由というのは、私も借家人としての経験でということなんですけれども、通常、自己使用ということですよ、民間でいうと。どうしても自分がそこに住まなければならない事情があるときに、家主がそういったことで正当事由というようなことを言われますが、この下に書いてある三つというのは、何となくほんわかして、全く説得力がないということと、通常だと、旧借家とか現借家というのはありますけれども、この区の場合は、居住年数みたいなものの区分けというのは一切ないんですか。

○加藤住宅課長 まず、こちらの区営の住宅だけではなくて、区民住宅もそうですが、例

えば、居住年数云々といったところについては、今回の件には当てはまらないかなというふうには思います。

○小枝委員 「思います」じゃなくて。

○加藤住宅課長 今言われている居住年数の部分がいまいちちょっとぴんときていないので、すみません、こんな答弁になってしまうんですが。申しわけないです。

○岩田委員 関連で。

○はやお委員長 はい。岩田委員。

○岩田委員 旧借地借家法と新借地借家法、契約した年によって変わっていると思うんですけども、ここにいる方で旧借地借家法で契約した方はいらっしゃるでしょうか、という質問です。

○はやお委員長 はい。休憩します。

午後2時34分休憩

午後2時39分再開

○はやお委員長 再開いたします。

いろいろと、今、借地借家法のいろいろな話はあるけれども、今、そこはどこの起点かという整理のほかに、このところについての判例というか、この妥当性について担保になるものという実例があるのか。そこについてお答えいただきたいと思います。

○加藤住宅課長 最高裁のほうの判例で、平成2年6月22日に、今回、判例が出ているのを見つけることができました。借家法、その当時でございますので、借家法1条の2に、いわゆる正当な事由に基づく都営住宅の解約の申し入れと東京都住宅条例20条第1項6号の適用の有無についてといった、これは「判例タイムズ」という冊子のほうに載っていたものから発見したものでございます。

こちらについての判決の要旨でございますが、都営住宅の賃貸借についても、借家法1条の2に、いわゆる正当な事由に該当する事実を主張して、同条により解約の申し入れをすることができ、その場合には、東京都住宅条例20条1項6号は適用されないというふうな規定、今回、判決の要旨といったところがわかりました。

これは、先日、前回の常任委員会で木村委員のほうから、条例のほうの管理上の必要があるときはと、その明け渡し請求ができるのか、できないのかといったところで、いろいろ調べていった結果でございますが、あくまでも条例ではできないという判決がこの最高裁のほうで出たと。ただし、借家法に基づいて、明け渡し請求のほうができると。要は、条例は適用しない。そのかわり、借家法を適用することで、正当な事由があれば、明け渡しのほうができると。明け渡しの請求ができるというふうなものを今回、判例として見つけることができました。

そちらについて、判例としまして、もう一度、ちょっと繰り返し言わせていただくのが、平成2年の6月22日に最高裁のほうで判決が出たものでございます。

以上です。

○はやお委員長 はい。

木村委員。

○木村委員 ごめんね。やっぱり任意ですからね。法令、法律、条例というのは、あくまでも法定建替を前提とした規定なので、条例に基づいて任意建替に適用するというのは、

やはり無理があると。それで、一般法である借地借家法を使う。この参考資料3の任意建替事業の根拠のところ、その最後の文ですね、正当の事由があると認められる場合でなければ、することができない。これ、認められる、誰が認めるんですか。

○加藤住宅課長 最終的には、木村委員のほうからたびたび繰り返し言われていますが、最終的には司法の場になろうかとは思いますが。ただ、区としては、もうたびたび回数を重ねて、複数回言わせていただいているところではございますが、今回の建てかえにつきましては、さまざまな条件等々あるかとは思いますが、四番町アパートにつきましては、築34年、法定建替でいえば、35年といったところが必要ですが、それにほぼ等しい年数を経過して、また、設備の老朽化、機能更新が必要な時期でございますが、バリアフリー、プライバシー、セキュリティなどの機能が乏しく、現状では、これらの機能を向上させることが困難なこと。また、あわせて、併設施設の利用状況を総じて考慮したこと。また、経費の面を含め、長期的な視野に立ち、居住者や利用者、地域の皆さんの負担をも勘案し、2棟を一体建てかえが最も望ましいと総合的に判断したものです。また、仮移転先の確保や、移転費用等の補償などの条件も適切なものであると考えているというふうなことをもって、正当な事由と考えてございます。

○木村委員 法定の場合は、これは明け渡し請求をしたら、やはり強制力が働くわけですよ。しかし、任意の場合は、法令、条例では強制力がないので、一般法、借地借家法を活用し、正当事由の旗を掲げて、使用を取り消すわけですよ。ひどいと思いませんか。その正当事由というのは、最終的に判断するのは法律なんですよ。これが法定と任意の一番の違いであって、正当事由を争ったら、それこそ1年とか、期限がかかるわけですよ。そういう危険性もはらんでも、この借地借家法、一般法を使って対応されるということですか。

○加藤住宅課長 ほんと、せんだっての先週末の総括の場でもこの答弁をさせていただいたと思いますが、もうなるべくそうならないような形で、我々とする、今お住まいの居住者の方々に丁寧な対応をして、ご理解を賜りたいというふうに考えてございます。

○小枝委員 関連。いいですか。

○はやお委員長 はい。小枝委員。

○小枝委員 先ほどの答弁で、34年も35年も同じだというような、そういう、前にもどこかでそういうことをおっしゃっているんだけど、それは、まず、区民に聞いたら、納税者からしたら、それはいただけない話ですね。

また、土台が35年ということ、その前から長寿命化で、さらに2億円かけて長く使おうという建前で、しっかりと修復してきているわけだから、それを早めて壊すということの税金の無駄遣い、それから、まだ35年からというのは、建てかえなければ、建てかえてもいいよということで、建てかえなければならないという話じゃないわけですよ。70年使えるところを、住民からもう老朽化して何とかしてくれというんだったら、それはあるかもしれないけれども、まだまだ使えるという、もう新耐震の折り紙つきの建物をどうしてということ、これは区民に問うたら、34年も5年も同じだなんていう答弁は許されないし、そのほうが税金の無駄遣いにならないという証明は、恐らく不可能だと思いますよ。現実には、この事業を強行することによって、もともと70、80億レベルの、もしかしたら、もっと少なくて済んだかもしれない話が、ここまで雪だるまのように膨れ上がっているということが予算委員会でも明らかになっているわけですから、税金の無駄遣い、

つまり、このほうが節約になるんだなんていう話は、区民に対しては通用しない。それをやっぱり自覚しながら、答弁しなきゃいけないと思いますよ。

○加藤住宅課長 まず、長寿命化工事でございます。今まで長寿命化工事でやったものにつきましては、四番町アパートの屋上防水工事のみでございます。平成25年、いや、平成26……

○木村委員 住宅のほうじゃないの。

○加藤住宅課長 あ。あ。失礼しました、住宅のほう。

○小枝委員 補助金をもらったのがということでしょう。

○加藤住宅課長 はい。住宅のほうの屋上防水のみでございます。それ以外の給排水工事、また、排水のほうの工事、それにつきましても、もう穴があいて、水漏れがするといったところで、もうやむにやまれず、ほんと緊急応急的にやった、まあ、金額にすれば、本当に大きい工事ではございますが、やむにやまれずやった工事といったところの認識でございます。

ですので、そちらの工事につきましては、国のほうからも長寿命化用の補助金をもらっているわけではございません。もらっているのは、先ほど申し上げた屋上防水の工事のみでございます。それも施工から8年が経過しております。10年の耐用年数という形で、屋上防水の工事をやったところではございますが、それももう8年は経過しているというところでございます。ですので、あくまでも本当に緊急対応でやった工事といったところの、区のほうで認識をしているところでございます。

○はやお委員長 小枝委員。

○小枝委員 そのお話に入るのであれば、苦しいところだと思いますけども。結局、行政のさじかげんがあったわけですよ。平成24年に長寿命化を立てて、この26年から、26、27、28で長寿命化をやろうというふうに決めて実施したと。もしかしたら、区営住宅のほうは、そこもさじかげんなんだけれども、建てかえを途中視野に入れて、補助金をもらわず、この程度といったらなんだけれども、そういうふうにしたんでしょう。で、区営アパートのほうは、かなり石がぐらついていたので、それを修復するのにどのくらいの、つまり、本当だったら、70年、あと30年分の屋上防水であったり、あと、30年分の排水管、そういう工事であればよかったわけだけれども、屋上のところは、やりとりが長くなったらあれだから、10年以上という水準にしたわけじゃないですか。

だから、それで10年以上なら、国は補助金を出せるよと言って、補助金を出したと。同じように、給排水だって、そういうレベルの工事をしかけようと思えば十分にできたのに、工事進行中に誰かがどこかで、ああ、壊したくなっちゃったんでしょねというふうに見るわけですよ、区民は、調べれば。そういうふうな恣意が働いて、途中で長寿命化計画、自分たちが立てた計画を変更できるような仕様にしたというだけのことであって、それをちゃんとした工事を施せば、国から補助金をもらって、十分な長寿命化工事をして、30年なり使うということは十分できたはずですよ。

だから、そういうことを議会に何の説明もせず、手かげん、さじかげんでやってきたところに行政の何というか、悪いけれども、悪意というか、ずさんさというか、先人たちが建てた、しっかりとした建物に対する敬意も愛着もない。そして、そこに住んでいる住民がいるということに対する意識もない。また、現場の工事をやっている職人の人たちは、



これでもう何十年も過ごせますよというふうに言っているわけだから、それは行政の言っていることが本当かなと。それこそ、そこまで裁判で争うんですかということになりますよ。

○岩田委員 関連。

○はやお委員長 関連。

はい。岩田委員。

○岩田委員 今のご答弁で、給排水、水漏れとかしたんで、緊急的にやったというお話なんですけど、長寿命化というお話はどうしちゃったんですか。長寿命化のために工事をしたのか。緊急的にやったのか。どちらなんでしょう。

○はやお委員長 はい。休憩します。

午後2時51分休憩

午後2時56分再開

○はやお委員長 再開します。

ただいま小枝委員のほうの、これは税金の無駄遣いではないかというご意見としては、執行機関のほうとしてどうなのかを受けとめるなら受けとめるって答弁してください。そして、ちょっと岩田委員のほうの先祖返りしちゃう感じになっちゃうんで、そのところについては、きょうの契約議案ですので、審査ですので、そのところについては、申しわけない、今、このところでの答弁というのは求めませんので。

じゃあ、答弁から求めます。

○加藤住宅課長 平成26、27に行った四番町アパート・住宅についての給排水工事等々について、さまざまな声があるといったところについては、承知をさせていただきます。それから、もう一つのほうの正当な事由といったところで、考えているところがございます。先ほど、だだっちょっと申し上げてしまったところですが、参考資料3を再度ごらんいただければと思います。

借地借家法における、といった一番下の枠のところでございますが、借地借家法における賃貸人から解約申入れの正当事由を補完する区建替要綱の規定といったところで、3点挙げてございます。仮住宅、また新築後の新しい建物への再入居の保障、また、家賃のほうについては、基本的には今までどおりと。それから、移転料の支払い。また、説明会の実施。これにつきまして、これを行うということで、正当事由のほうを補完しているというふうに考えてございます。

○はやお委員長 はい。今、こういう事由だということについては、言っています。それで、これを踏まえて。

木村委員。

○木村委員 法定建替と違って、任意建替の場合は、例えば、今回の建てかえは必要ないということで反対されている方からいうと、それぞれ利益衡量を図られるということになると思うんですよ。その正当事由というのは、普通一般的にオーナーさんが使うだとか、あるいは、もう相当老朽化が進んで、地震が来たら危ないだとか、あるいは立ち退き料。ただ、区営住宅なので、立ち退き料のかわりに、きちんと移転料も払うし、建てかえ後の住宅も保障されますよと。これは立ち退き料にかわる正当事由になり得ると思うんですよ。ただ、法定建替と違って、1世帯ごと違うわけですよ。例えば、ご高齢で体も弱いと。引

っ越したら、その住宅環境が変わったら、命にもかかわりますよという方と、この正当事由をはかった場合に、どちらが重いかと。

ですから、最終的に判断するのは裁判所でしょう。しかし、それ各世帯ごとに判断は異なることだってあり得るわけですよ。そういう心配ってありませんか。実際に、ひとり暮らしでご高齢の方は、いらっしゃいますよ。大病をされた方もいらっしゃいます。そういう方に借地借家法に基づいて、使用許可取り消しを出そうとしているわけですよ。その辺はどうお考えなのか。正当事由、間違いなく裁判所に認められるというつもりなんですか。

○加藤住宅課長 まず、そもそものところで、今回の件は、裁判所に持っていきたいかどうかといったところについては、全くもってそんなつもりはございません。毛頭ございません。我々とする、本当に丁寧に丁寧に対応させていただいて、皆様方の、今、言われた木村委員の、本当にすごく私も聞いていて切なくなるようなお話等々も聞かせていただいておりますが、そこについても、いろいろしんしゃくをさせていただきながら、丁寧にさせていただいて、最終的には、お互い合意の上で、本当に言い方とすると、ちょっとこの用語がいいのかどうかはあれですが、明け渡しという形をお願いするということになろうかなというふうには思っています。もう、そこについてはさまざま、体調面であったり、介護であったり、あと、病気の件もいろいろお聞きはしてございます。それだけではなくて、子育て中の方々のさまざまなお話も聞かせていただいております。そういったことを一件一件丁寧に、対応のほうはこれからもさせていただければと思います。

○はやお委員長 はい。

じゃあ、ちょっと休憩します。

午後3時01分休憩

午後3時13分再開

○はやお委員長 再開いたします。

岩田委員。

○岩田委員 先ほどの平成2年6月22日最高裁判例について、お伺いいたします。

まず、この正当事由は、何をもって正当事由と言ったか。つまり、原告の主張が認められた正当事由は何かということが一つ。そして、もう一つは、判例の概要は教えていただきましたけども、その事件の概要、要旨というか、バックボーンを知りたいので、その事件の概要を教えてください。

○はやお委員長 いいよ、ゆっくりやって。（「はい。ちょっとお待ちください」と呼ぶ者あり）

はい。休憩します。

午後3時14分休憩

午後3時20分再開

○はやお委員長 それでは、再開いたします。

答弁を求めます。

○加藤住宅課長 それでは、今、岩田委員のほうからのご質問いただいた件でございます。

まず、先ほどの最高裁のほうの判例でございます。こちらにつきましては、あくまでも、先ほど申し上げたところのバックボーンについては、ちょっと長くなりますが、都営住宅

に前お住まいであった方が某区の住宅を入手したと。当然、区営住宅のほうにお住まいの方ということにつきましては、住宅の困窮者の方が条件であるといったところなので、資産として住宅を持った方については、退去を願うといったところをお願いしていたところですが、残念ながら、そちらについて、さまざま東京都のほうで申し出たところ、出ることをしなかったと。といったところで、最終的に、（発言する者あり）確かにそれについては、あくまでも借地借家法が適用されるという形で、裁判のほうの結果として出ると。借地借家法上の、最終的にはそちらで明け渡し請求をさせていただくと。

もう一つご質問いただいた正当な事由のところでございます。そちらにつきましては、昭和41年10月28日の東京地裁判決でございます。ちょっと古いんですが、こちらについても、東京地裁のほうで東京都が公営住宅の老朽化に伴って、高層住宅の建築による土地の利用の高層化を企図し、改良住宅を移転先として提供するなどの努力した場合には、都は借家法1条の2の規定に従い、解約の申し入れをすることができるとして、賃貸借解約申し入れには正当な事由があると解すべきであるという形の判例が出てございます。こちらにつきましても、仮住居の入居保証、建てかえ後の新築のほうの新しい建物のほうへの再入居、また、そちらも低廉な家賃でと。それから、移転料の支払い、また、説明会の実施という形でやってきた形で、最終的には明け渡し請求を認められたもの。

それと、あと、もう一つでございます。すみません。平成11年12月15日に浦和地裁のほうで判決が出た、住宅都市整備公団による建替事業を理由とする賃貸借契約の更新拒絶に正当な事由があるとされた事例といったところでございます。こちらのほうは、建築後40年近くがたっており、建物の設備性能の水準が今日の居住水準に適合していない点において、建替事業を行うというものでございます。これらの建物の設備性能水準及び容積率が各段に改善され、居住水準の向上と土地の高度利用が図られることからすれば、建てかえる必要性を十分肯定できると。他方、被告らに――あ、被告らというのは、今回、居住者の方々なんですが、移転に応じるまでに2年間の準備期間が設定されていたこと。不利益の軽減措置の内容も各賃借人の多様な事情や希望にできる限り対応したものであり、移転に伴う不利益が軽減されるよう、配慮されていたこと。賃貸借契約期間満了時に至る約2年間にわたり、本件建替事業の内容は、不利益軽減措置に関する被告らに対する説明の機会は十分設けられており、被告らがこれらの措置について検討する機会も十分与えられたと言えることに照らせば、被告らの年齢、収入、家族構成等の個別の諸事情を考慮したとしても、住都公団の本件建替事業遂行の必要性を上回る程度にまで被告らが考慮したとしても――あ、被告らが本件各建物に居住し続けなければならない必要があるとは認められない。これらを総合すれば、住都公団の本件各更新拒絶には借家法1条の2の正当な事由があると認めるのが相当であるという判決が出てございます。

○はやお委員長 はい。

○加藤住宅課長 ですので、借地借家法がまず適用されるということが1点。あと、それと、正当な事由があると認めるに足りるといふうに、我々としては考えてございます。

○はやお委員長 はい。休憩します。

午後3時25分休憩

午後3時52分再開

○はやお委員長 それでは、再開いたします。

環境まちづくり部長。

○松本環境まちづくり部長 今回の建てかえ計画につきましては、四番町アパートの部分につきましては、まだ35年に満たないということで、任意建替という手法をとらざるを得ない状況になってございます。そのことは、私どもとして十分に認識をし、法定建替以上にお一人お一人の方にきちんとこれから対応していきたいと思っております。特に、現在、まだ未回答の方、あるいは無記入だった方、あるいは、その他ということで意思表示をされた方、そうした方を中心に一人一人にきちんとお会いし、ご説明をし、ご理解、ご協力を得られるようにしていきたいと思っております。

また、この差し上げたお手紙にも書いてございますが、これから4月、6月と段階的にまたそういう個別折衝のほか、説明会も開き、8月には新しい部屋を決める抽せんなども行うという、そういう段取りもお示ししてございますので、それに向けて、きちんと取り組んでいきたいと思っております。

また、今後の区政ということについていいますと、仮に法定の建てかえ、これは大分、昭和期の公営住宅、かなりございますので、これから区営住宅の建てかえというのは大きな課題の一つだと思っておりますし、また、特養の、例えば大規模改修や建てかえでも、やはり入所者の方に1回出ていただかなきゃいけないというようなときにも、同じようなことがこれから起きてくると思います。区営住宅でも、皆さんお住まいの方が全員元気なことは、この先、ないわけでございますので、そこら辺は、今回、特にこれから頑張るということをこの先の将来の教訓にも残せるような、いい事例として残せるように、我々は全力を尽くして頑張っていきたいと思っております。

○はやお委員長 はい。まあ、（発言する者あり）いいですか。

○木村委員 ちょっと意向調査——いいですか。

○はやお委員長 いいですよ。

はい、どうぞ。意向調査ね。木村委員。

○木村委員 借地借家法に基づく正当事由で明け渡し請求を行っていくといった場合、明け渡し請求というのは、いつごろ出すことになりますか。やっぱり条例で、要綱か、何カ月前とかという規定があるんだよ。

○加藤住宅課長 今、6カ月前に入居者の皆様方にお伝えしなければならないと。明け渡しを願います日、10月31日までですので、そこから考えると、5月1日までに必ず出さなければならないと。ですので、3月、4月という段階で、入居者説明会もありますので、4月に入居説明会をやるとすれば、その後に皆様のもとにお送りしようかなというふうに思っております。

○木村委員 そうしますと、やはり居住者の方の意向調査を踏まえての対応が大事になってくると思うんですが、出張相談会の実施結果で、延べ23回、相談が寄せられた。具体的なことは、個人情報にもかかわるので結構なんですけど、おおむねどういう性格のご相談があったのかというのは、ちょっと特徴的なことをご報告いただければと思います。

○加藤住宅課長 麴町仮住宅にお移りになるという方々につきましては、やはりそれぞれの住戸割で、どういう広さになるとか、例えば、共有部分はどうなるとか、そういったところについてご質問が多かったように思います。それ以外の方々につきましては、やっぱり高齢の方々につきましては、病院がどうなるとかだったり、交通手段がどうなる、また、

子育て世帯の方については、その部屋の大きさであったり、そういったところについてのご相談が多かったように覚えております。

○木村委員 そういった個別のご相談に応じて、どのような対応をされたんでしょうか。

○加藤住宅課長 当然、図面のほうも持っていっておいりましたので、新しい麴町仮住宅のほうについて、最終的には、くじというか、住戸のタイプはランダムで決めさせていただくことになろうとは思いますが、そういったところについて、丁寧にご説明させていただいたということと、あと、高齢の方々につきましては、今回、4名という形で、麴町仮住宅以外のところにお移りになりたいというふうにお話がありますが、高齢者住宅であったり、また、区民住宅、それ以外の区営住宅であったりといったところを、さまざまお話をさせていただいて、どういう違いがあるのかといったところを丁寧に説明させていただいたつもりでございます。

○はやお委員長 いいですか。

○木村委員 はい。いいです。

○はやお委員長 はい。

ほかに。

一応、ここのところで、先ほども話しましたように、今、課題になっていたことというところ、この意向調査の結果がどういうことになっているのか。また、法定建替と任意建替の考え方についても、それぞれご意見の違うところがあるにせよ、一定程度、執行機関からの説明をいただきました。

で、日テレとの交渉経緯ということで、ここが一番のところで、平成7年度だったか、4月まで延びるということについては、正式な回答はいただいているけれども、責任ある方、教育長が行って、そこに行き、説明をしてきて、（「令和」と呼ぶ者あり）えっ。（「平成7年じゃなくて、令和7年」と呼ぶ者あり）あ、ごめん。令和7年に行かれて一—あ、令和7年までの延長ということで、それなりの正式な答弁はいただいているけれども、一応、担保ができたということは、口頭ベースでの感触を確認しておると。こういう中で、今回のこの4議案について、特段、今、質疑がこれ以上なければ、採決に入っていきたいと思えますけど。

休憩します。

午後3時59分休憩

午後4時15分再開

○はやお委員長 それでは、再開いたします。

この4議案につきましての質疑は終了したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 それでは、討論はいかがいたしましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 やるってことですね。

じゃあ、討論を受けます。挙手をお願いします、討論。（「4件まとめちゃうの」と呼ぶ者あり）4件。あ、すみません。4件まとめたの討論で、議案は1件ずつやります。（「採決は1件」と呼ぶ者あり）採決は1件ずつやります。（「陳情書についても」と呼ぶ者あり）陳情者は別です、まだ。まだこの後です。はい。（発言する者あり）えっ。

（「姐上になっていないからね」と呼ぶ者あり）はい。

それでは、小枝委員。

○小枝委員 4議案ですかね。

○はやお委員長 4議案の。

○小枝委員 反対の立場から、討論。意見発表か。

○はやお委員長 討論です。

○小枝委員 はい。討論をいたします。

大きな一つ目の理由は、この2点、3点、繰り返してきた正当性のない公共事業、安易な建てかえ発想に基づいて、まるで、この公共施設を、積み木を組み立てたり、壊したり、組みかえたりするような安易さの中で計画を進めてきた、そのことに対して、居住者が異議を唱えるのは当たり前のことです。ましてや、法定建替の35年にも達していない新耐震の建物である。こういうことからすると、この意向調査の上で、十数名、3分の1の方々が反対表明をしている中で、これを進めるということは、居住者虐待という暴挙であるというふうに考えます。人権問題であると。住まいの人権を脅かす暴挙であるというふうに考えます。

2点目は、総費用の増大が明らかであると。スケジュールの延長も予測可能、明々白々であると。この10月31日をもって転居しないところが1軒でもあれば、これは工費の増大につながるということが現時点の質疑応答の中で明らかになっているという中で、これを議決し、本契約に進むということは、そこで進めることができない人工や工事進行上のロスが発生して、そこに対して、また損失補償しなければならないということが発生をする。こういう状況をここでわかっていながら、これを進めるということは、私としては、子どもたちのためにとやってきたのに、いつの間にか大人のメンツと都合で突き進む非常に愚かしいやり方だというふうに思いますので、反対いたします。

○はやお委員長 はい。

ほかにございますか。

○岩田委員 議案18号から21号に反対の立場から討論させていただきます。

答弁の中で、区の主張する当該平成2年6月22日最高裁判例は、賃借人が資産を持ったことにより、公営住宅への入居資格がなくなったことに対する解約申し入れの事例であり、本件四番町の事案とは事実の背景が全く異なり、これらを同一視することはできない。つまり、当該判例は区の主張の根拠にはなり得ないことがわかった。また、多くの住民の意思を尊重していないことから、この契約案件については反対する。

以上です。

○はやお委員長 はい。

ほかに。（発言する者あり）反対。

木村さん。あ、木村委員。（「簡単にまとめちゃうんで」と呼ぶ者あり）

○木村委員 議案第18号から21号、4議案について、反対の立場から討論を行います。

まず、反対する第一の理由は、きょう示された意向調査の結果からも明らかなように、合意形成が不十分なまま強引に進めようとしているからであります。しかも、任意建替事業の判例を見ても、前例のないことをやろうとしていることも明らかになりました。公共施設は、区民の共有財産であり、何よりも住民との合意形成を大事にする、そういう立場

に立っていないことが、反対する第一の理由であります。

二つ目は、財政規律を見失ったかと思うばかりの税金の使い方であります。全国の自治体の中には、公営住宅の耐用期限まで使うことを基本とする、そういうところまで生まれています。法定建替の時期を迎えていないのに、強引に建てかえる、これは効率的な財政運営という財政原則に照らしも問題だと言わなければなりません。

反対する三つ目の理由は、複合施設の大型化。これは今後の人口減社会を見据えると、まさに時代おくれと言わなければなりません。もちろん複合施設全てを否定するものではありませんが、今後、経済成長あるいは人口減、さらには大震災と、さまざまな社会経済状況を見据えた場合に、小回りのきく、そして、いつでも手が加えられる、そうした施設づくりが、そういった小さな施設をいろんなところに配置するのが本来の地域コミュニティの育成にもつながる。そういうやり方だと思うわけです。福祉施設の大型化は、数十年先を見据えた場合に、その世代の住民に大きな負担を押しつけることになりかねません。

以上の三つの理由から反対いたします。

○はやお委員長 はい。

ほかにございますでしょうか。

○桜井委員 議案第18号、（仮称）四番町公共施設新築工事請負契約についてから議案第21号、（仮称）四番町公共施設新築給排水衛生設備工事請負契約についてまでの4議案について、賛成の立場から討論をいたします。

区民の共通財産である全ての公共施設については、長寿命化を図りながら、維持管理していくことが基本であるということ言うまでもありません。老朽化を抑えて、区民に有効かつ快適に公共施設を利用していただくことは第一であります。しかし、保育園や児童館は、子育ての場として高まるニーズに十分に対応していないという課題もあり、これを早急に解決しなければならないことは明らかであります。

これまでの委員会の審議の中で、執行機関から全ての施設の機能の有効性や老朽化への解決として、2棟1棟型の整備が最も望ましいとする解決策が示され、その必要性については理解し、今回の施設の新築整備は、行政需要を十分に捉えたものであると判断しました。

一方で、四番町アパートの住民のうち、仮住宅などへの転居に反対されている住民の皆様に対して、明け渡しの義務を課することはできないとする意見もありましたが、質疑を通じ、借地借家法及び要綱で、適切かつ十分な居住者理解を今後也得る努力をしていくとの答弁もありました。答弁の中にもございましたけども、最後まで丁寧な説明を忘れることなく、行政は行っていただきたいと思えます。

執行機関には、今後高まる区民ニーズに新たな施設に機能を十分に活用することで対応し、区民の福祉の向上に役立てていくことは言うまでもなく、施設の維持管理を通じ、老朽化などへの対応に努めていくことを求め、本議案に賛成します。

○はやお委員長 はい。

ほかにございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 それでは、討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

まず、議案第18号、（仮称）四番町公共施設新築工事請負契約について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○はやお委員長 小林（た）委員、米田副委員長、桜井委員、林委員、うがい委員。賛成多数です。よって、議案第18号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号、（仮称）四番町公共施設新築電気設備工事請負契約について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○はやお委員長 小林（た）委員、米田副委員長、桜井委員、林委員、うがい委員。賛成多数です。よって、議案第19号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号、（仮称）四番町公共施設新築空調設備工事請負契約について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○はやお委員長 小林（た）委員、米田副委員長、桜井委員、林委員、うがい委員。賛成多数です。よって、議案第20号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号、（仮称）四番町公共施設新築給排水衛生設備工事請負契約について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○はやお委員長 小林（た）委員、米田副委員長、桜井委員、林委員、うがい委員。賛成多数です。よって、議案第21号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、2の陳情審査のうち、継続審査となって、「請願」と呼ぶ者あり）あ、ごめんなさい。いや、先に陳情審査に行きたい。

2の——あ、ごめんなさい。3の陳情審査のうち、継続審査となっております送付31-9、（仮称）四番町公共施設整備に関する陳情の審査に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。では、本件に関して、執行機関からの情報提供などがありましたら、お願いいたします。

○加藤住宅課長 先ほどご説明した参考資料1-1、1-2、それから、参考資料2のとおりでございます。特段ございません。

○はやお委員長 はい。休憩します。

午後4時27分休憩

午後4時28分再開

○はやお委員長 それでは、再開いたします。

この陳情審査の（1）の継続審査となっております、先ほどの四番町施設に関する、そして計画について云々のところにありますけれども、ここについては、どういたしましょうか。（「継続審査」と呼ぶ者あり）

はい。じゃあ、よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕



○はやお委員長 はい。それでは、送付31-9、（仮称）四番町公共施設に関する陳情につきましては、継続の取り扱いといたします。

次に、2の請願審査に入ります。

継続審査となっております請願31-2、辺野古新基地工事の即時中止と「日米地位協定」見直しを求める請願書です。

ここで、紹介者のほうから何か情報提供がございましたら、追加説明がございましたら、よろしくお願いいたします。

○木村委員 追加説明じゃないけど、いいですかね。

○はやお委員長 はい。いいですよ。

○木村委員 本当でしたら、今定例会の当委員会の中で請願者と委員の皆さんとの懇談ということで、委員長のほうからご配慮いただいております。ただ、こういう時期で、請願者もご高齢ということで、またその場を次の機会に保障していただければということでございますので、できましたら、きょうのところは継続で、また、懇談の場を、改めて次期定例会などでご配慮いただければと思います。

○はやお委員長 はい。どうでしょうか。本来、懇談をやるということで、今、ペンディングになっておりました内容ですので、じゃあ、継続ということで、よろしいでしょうかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは、請願31-2、辺野古新基地工事の即時中止と「日米地位協定」見直しを求める請願書につきましては、継続の取り扱いといたします。

次に、陳情審査、3の（2）送付2-1、神田警察通りの街路樹の保存と環境保全を求める陳情、②送付2-2、神田警察通りの歴史と街路樹を守ることを求める陳情の2件を一括して審査したいと思います。審査に入る前に、4の（1）、環境まちづくり部（1）神田警察通りの整備についての報告を先に受けてから、陳情審査に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。では、執行機関からの報告を求めます。

○須貝基盤整備計画担当課長 神田警察通りの整備につきまして、環境まちづくり部資料1に基づき、報告させていただきます。

神田警察通りの整備につきましては、これまでも沿道整備推進協議会におきまして、さまざまなお意見をいただき、また、アンケート調査の結果が出ましたので、それを受けまして、区としての一定の方向性を出示しましたので、報告いたします。

資料1の項番1、警視庁との協議状況でございますが、現在も道路線形及びパーキングメーターの設置位置について協議継続中でございます。特に協議会からのご意見のあった大型車両の違法駐車対策や横断歩道の設置等について、協議を重ねているところでございます。

項番の2、アンケートの実施及び結果についてですが、別紙をごらんください。別紙の1と2とございますが、別紙2のほうは、委員の皆様にもポストイングさせていただいたもので、アンケートのお願い、それから課題と道路整備について、それからアンケート用紙でございます。これについて、説明は省略させていただきます。

別紙1をごらんください。神田警察通りの整備に係るアンケートの概要と結果でございます。

配布期間が令和元年12月4日から12月15日まで。受領期間が令和元年12月6日から令和2年1月30日まででございます。

配布方法は、この下の図面ですね、アンケート配布図のとおり、神田警察通りの南北の赤枠内を対象エリアといたしまして、ポスティングを実施したものでございます。ポスティングは郵便受け投函を基本とし、郵便受けのない世帯には、扉に挟むか、直接手渡すということで、実施いたしました。地権者に対しましては、登記簿で住所を調べ、郵送いたしました。ポスティングの方も含めて、全て返信用封筒にて、ご回答をいただきました。

回収の状況ですが、4,704通の配布数に対して680通の回答数で、回答率は14.5%となっております。

次のページから、アンケート結果を円グラフにまとめたものでございます。

まず、問1、「現在の警察通りの歩道について、どのように考えますか?」。「通行しやすい」が11%。「通行しにくい」が60%。「どちらとも言えない」が26%。代表的なご意見というのは、下のほうに書かれてございます。

問2、「神田警察通りを通行の際に、接触などで不安を感じたことはありますか?」。「ある」が56%。「ない」が29%。「どちらとも言えない」が12%でございました。

次のページです。問3、「神田警察通りの歩道の幅を拡げることについて、どのように考えますか?」。「今のままで良い」が10%。「拡げてほしい」が75%。「どちらとも言えない」が12%。代表的なご意見は、以下のとおりでございます。

問4、「神田警察通りを自転車で通行の際に、危険や不便を感じたことはありますか?」。「ある」が57%。「ない」が15%。「どちらとも言えない」が22%でした。

1枚おめくりください。問5です。「神田警察通りに自転車走行空間を整備することについて、どのように考えますか?」。「今のままで良い」が8%。「整備してほしい」が75%。「どちらとも言えない」が13%。代表的なご意見は以下のとおりでございます。

次に、問6、「神田警察通りの路上パーキングについて、どのように考えますか?」。「①今のままで良い」が29%。「整理して（減らして）ほしい」が44%。「③どちらとも言えない」が24%。代表的なご意見は以下のとおりでございます。

次に、問7、「大型車両が長い時間駐車している状況について、どのように感じていますか?」。「仕方がない」が21%。「迷惑している」が44%。「どちらとも言えない」が31%。

次に、問8、「神田警察通りの街路樹について、どのように考えますか?」。「今のままで良い」が29%。「植替えを含め課題解決してほしい」が47%。「どちらとも言えない」が14%。代表的なご意見は以下のとおりでございます。

1枚おめくりいただいて、最後のページ、こちらの問9は、問8で②を選択された方の回答となっております。「神田警察通りの街路樹の樹種について、どのように考えますか?」。「今と同じ樹種が良い」が15%。「新たな樹種に替えてほしい」が47%。「どちらとも言えない」が37%。代表的なご意見は以下のとおりでございます。

次、問9で②または③を選択された方が、この問10でお答えしております。「神田警察通りの街路樹には、どのような樹木が相応しいと考えますか?」。「①の「花の咲く樹木」

が15%。②の「落ち葉の少ない樹木」が21%。③の「紅葉（落葉）する樹木」が9%。「病害虫の少ない樹木」が16%。「樹冠の大きな樹木」が5%。「街路空間に適した樹木」が25%。「その他」が1%という結果でございました。

恐れ入りますが、資料1にお戻りください。各質問項目で一番多いもの、それを表示しました。問1で60%。問2、問4でそれに近い数字というのが、60に近い数字が出ているというのは、道路管理をする者としてとても恥ずかしい思いで、改めて早急に対応していかなければならないものと認識してございます。

次に、項番の3でございます。これまでの沿道協議会での積み上げとアンケート結果からの整備の方向性についてでございますが、アンケート結果から、歩道の幅を「拡げてほしい」が75%、自転車走行空間を「整備してほしい」が75%と、非常に高い数字となっております。これは、沿道協議会において、これまで議論してきた内容とも一致しておりまして、歩道拡幅と自転車走行空間の整備を推進していくことが極めて重要であるということがわかりました。

道路整備と街路樹の位置の関係ですが、整備を行うには、歩行者通行空間2メートルと自転車走行空間1.5メートルを確保する必要があります。一方、既存の街路樹を残しますと、その空間が確保できないという状況がございます。

整備の方向性ですが、整備を進めるに当たりまして、歩行者通行空間と自転車走行空間の幅員確保のためには、街路樹を整理する必要があり、既存の街路樹は移植診断をした後、撤去または移植により一旦退く必要がございます。

資料1の裏面をごらんください。項番4でございます。本年2月12日の当委員会で口頭報告させていただきましたが、第16回神田警察通り沿道整備推進協議会を2月19日に開催いたしました。この項番1から3を報告し、ご意見をいただきました。

委員からの主な意見といたしまして、読ませさせていただきます。「違法駐車について靖国通りのように少なくなるということで、基本的には賛同する」。「道路計画が私たちの考えにより近づいてきたと思う。進めるからには街並みをきれいにしていきたい」。「I期区間はせっかくきれいになったが、銀杏の木のため、決して広く見えない」。「是非、街路樹は沿道に面している町会の皆さんでまとめ、新しくできるゾーンに適した街路樹にしていきたい」。「現在、車椅子がすれ違うこともできない。人ファーストで人優先にしていきたい」。「街路樹自体が本当に必要なのか。そこから考えてもらいたい」。「街路樹のことも含めて出来るだけ身体障害者、車椅子の方々がスムーズに通れる歩道にしてほしい」。

協議会の会長のまとめといたしまして、「共通しているのは、人、身体障害者、車椅子の方も含めて人・自転車の通行が安全安心というベースの上、道路整備を進めなければならない」。「街路樹については、街路樹が無くても良いのではという意見があったことも、安全な人の通行を共通認識にしていかなければということだと思う」。「道路整備が当初予定から足踏みしているので早く整備を進めていければという方向性で協議会としても一致している。是非、安全安心な道路整備を進めていただきたいということで、協議会のまとめとしたい」と、そのようにしていただきました。

神田警察通りにつきましては、沿道協議会のご意見やアンケート結果を踏まえ、区といたしましては、安全・安心な道路整備を早急に進めてまいります。

説明は以上でございます。

○はやお委員長 はい。ありがとうございました。

今回のこの陳情審査にもかかわることだったので、同時に報告をもらいながら、一応、執行機関からの情報提供ということで、扱いにさせていただいております。これにつきまして、各委員のほうから何か質疑、質問、この資料についてありましたら、確認したいと思いますが。（発言する者あり）この資料と、うん。

○木村委員 このアンケート概要と結果でありますけれども、この資料の1項目、2番目、3番目とありますよね。3項目のところにアンケート結果からということで、75%以上のご要望の高かったもの、問3の歩道の幅を広げてほしいと、拡幅ですね。それから、自転車走行空間を整備してほしい、75%と。確かに高いご要望が示されました。

この問5の中身を見てみると、代表的なご意見を拝見してみますと、「歩行者の安全の為、整備してほしい」。「歩道が狭いため、整備してほしい」。「歩行中、自転車により恐怖を感じたことがあるので、整備してほしい」。つまり、自転車走行空間を整備してほしいという、その理由は、危ない思いをしたと。要するに、安全な歩行者の空間が欲しいんだという理由であって、その自転車走行空間そのものを強く要望しているということではないんじゃないかなという、ちょっと印象を受けたんですよ。理由がね。自転車走行空間が欲しいというよりも、何か歩道が危険だと、自転車との関係でね。それで、自転車走行空間を整備してほしいという要望が強まったんじゃないかと。そうすると、どうなんだろう。歩道の幅を広げれば、自転車走行空間は必要なのかなというちょっと印象を、このアンケート結果から受けたんだけど、そういうことではないんでしょうかね。

○須貝基盤整備計画担当課長 歩道の幅員を広げることはまず第一なんですけども、この自転車にとって、歩行者と、今、入り組んでいるわけです。基本としては、自転車は車道を走るのが基本なんですけども、ここに関しては、一方通行、それも自転車を除くというのがない一方通行なので、例えば神田方向からこちらに来る場合は、歩道を通行しなければならないというのがございます。それから、歩行者と自転車が混在するということで、そのところは明確に分けたほうが安全性を増すということで、自転車走行空間も整備するというところでございます。

○木村委員 なるほど。ここは、神田駅のほうから来る場合は、自転車は逆行できるんですけど、あの自転車通行道路を。

○はやお委員長 だめだ。（発言する者あり）

○木村委員 じゃあ、何でつくるの。よくわからない。

○はやお委員長 担当課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 狭い、例えば一方通行ですと、標識があって、自転車を除くということで、それは自転車の逆行も可能なんですけども、この神田警察通りにつきましては、自転車の逆行はできないということになってございます。

○木村委員 それで、歩行者道路が必要だと。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。

○木村委員 あ、自転車専用のね。

○はやお委員長 はい。木村委員。

○木村委員 この4番目の第16回神田警察通り沿道整備推進協議会と。ずっとこう、ご

意見を拝見していて、ちょっと街路樹がかわいそうになってしまったんですけど。街路樹は好きこのんで街路樹になっているわけじゃないですからね。人のために連れてこられちゃったわけですよ。それで、狭い空間で生きざるを得ない。必死で人間を守ってきたと。人間のために生きてきた。そういうものなんですけど、だと思っんですけど。

例えば、街路樹自体が本当に必要なのかというようなご意見もあるけれども、行政としては、道路整備方針もありますし、どのような対応をなさったのか、ちょっと伺っておきたいと思っんです。

○須貝基盤整備計画担当課長 これの、前回、前々回のときに、街路樹の役割というところも専門家の方にご講義していただきました。木村委員おっしゃるとおり、街路樹に幾つもの役割がございまして、その道路という劣悪な環境の中に、人間の都合でまさに植えられたものでございます。ただ、限られた空間の中で、一生懸命設置をしてきた樹木を撤去するというのはかわいそうだという声はあると思っんですけども、道路というのは、人や自転車、自動車が安全に通行できてこそそのものでございますので、我々道路管理者といたしましては、その立場で道路の安全・安心に通行できる状況を保っていかなければならないと思っしております。

○はやお委員長 林委員。

○林委員 関連して。

大変興味深いアンケートで、別に文句じゃないですけど、4,700出して680という回答率が14%って。ここを比重に置くのかどうかというのは、これはアンケートをとった方の判断になってくると思っます。で、興味深かったなという感じで。

もう一つが、協議会の意見なんですね。協議会を大切にこの神田警察通りはされるという方で、ここもご意見は大変興味深いんですけども。要は、街路樹は要らない、必要ないというお話でしたんで、区のほうでも、今まで道路整備方針ってご苦労されてつくってきたんですけども、ここまで要らないというんでしたら、この神田警察通りを街路樹をなくすという選択肢はあるんですか。いや、まちの方々って、そこまで望んでいるんだしたら、無理して、そんなに課長がおっしゃるように、無理やり街路樹を連れてくる必要がなくて、街路樹はお金がかかりますよね。整備も手間も大変ですよ。そこまで言うんだしたら、街路樹は要らないという選択肢はあるのかどうかというのをお答えください。

○須貝基盤整備計画担当課長 こちらのご意見は、お一人の方というのはあるんですけども。あと、基本的に環境まちづくり部ですので、当然に緑化ということも進めていかなければならない。環境のことも考えて、街路樹をふやしていくという考えはございまして、このところは、要らないという方がいらっしたとしても、区としては街路樹を植えていくと。さらにふやしていくという考えでございまして。

○林委員 いや、ずっとそうだとしたら、そういうご説明が冒頭あったほうがよろしかったと思っ。道路管理者としては、細い歩道ですとか、恥ずかしいとまでおっしゃったんでから、そこまで望むんでしたら、この神田警察通りを街路樹はしないという選択肢はできるんですかと。もっと緑豊かな道を欲しいというところには重点的に街路樹を植えて、神田警察通りは、今なくなっている何とかディズニーストリートみたいな感じで、もうイミテーションのそれこそ置くような形だったら、自由自在に動かせますし、選択肢として、ここは陳情審査にもかかわってくるんですけど、街路樹を植えないと。実際、区の予算、

膨大にかかるわけですよ、初期投資。で、維持管理もかかると。まちの方からそこまで不評だとしたら、選択肢の一つとして街路樹を置かない、植えない道路整備という、そうしたら歩道も広々空間がとれますし、通行も妨げにならない、人の優先という形になるんで、選択肢の一つとして、街路樹を植えないということが考えるのかどうかというのをお答えください。

○須貝基盤整備計画担当課長 選択肢の一つとしてはあるのかもしれませんが、区としては、まず、歩道がないところ、で、11メートル以上あるところは歩道を設置して、なおかつ、そこで歩道の幅員を2.5メートル以上とれるところは、歩道は狭くなってしまいますけど、街路樹を植えて緑化をしていくという、そういう考えでございます。

○はやお委員長 小枝委員。

○小枝委員 これは、私はすごく違和感があるんですね。傍聴させていただき、また、事前にアンケート内容も取り寄せてというか、住民からのファクスがありましたので、見て、どういうことなんだろうと。そもそもこのアンケートに住民であるとか、女性であるとか男性であるとかという、そういう在勤、来街者であるとか、地権者であるとか、全く帰属がないんですよ。つまり、じゃあ、地域の住民、歩いて楽しい住み心地のよいまちをつくらうと言っているなら、その帰属がなかったら、どう判断したらいいのかわからない、謎のアンケートになっているのは、誰がこれをそういうスタイルでやろうというふうに決めたんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 このアンケートは委託会社と道路公園課で調整して作成したものでございます。あと、男女別ですとか年齢別とか、在住、在勤、そういう分けをしなかったのは、その分けがこの回答に関係はしてこないのではないかということと、あとは、それに、そういう個人情報にかかわる内容を入れていくと、回答率がさらに下がるんじゃないかということも考えました。

○小枝委員 いや、生活者視点ということは非常に重要なんじゃないかと思うんですね。その感覚は読み取ることができない。参考に、たしか地権者の方に送っているんですよ。その割合というのは、要するに、ここにいらっしやらない不動産をお持ちだけの方と、そうでない割合ぐらいはわかるんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 地権者へは329通、郵送いたしました。で、どれぐらいなんだ。まあ、割合としては10分の1以下ということですよ。

○小枝委員 今となっては後の祭りなんでしょうけれども、こういう、どういう方が——どういうというのは名前も聞いていないし、個人情報も聞いていません。ただ、お住まいの方なのか、それとも働いている方なのか、地権者の方なのかというのは、アンケートをとる際の判断材料には——だって、住まい心地、住みよいまちと言っている、心地よいまちを目指すんじゃないかだったっけ、たしか。予算の中に書いてありましたよね。それをどう読み取るかということも読み取れないようなアンケートというのは、基本的には意味が悪いけどない。まあ、もうやっちゃったことなんで、今後は、そういうことは、ほかの都市計画マスタープランとか、他の計画ではみんなそれをちゃんと書いていらっしやいますから、パブリックコメントのところも見ていただければ全部それなり書いていますから、それはやっぱりもう常識として入れるべきだと。正直、コンサル丸投げだったんじゃないんですかという残念さは残ります。ただ、もうこれはやっちゃったことなので、ただ、

そういうことだということをお印象としてまだこれから区政は続いていくので、これからのところでは、ちゃんとしていただきたいと思います。どうですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 ご意見として承ります。

○小枝委員 はい。

○松本環境まちづくり部長 今回、このアンケートを配布した範囲がこの赤い囲みで描いてございます。これは、アンケートのとり方につきましては、いろいろ内部でも検討しまして、まずは、一番狭いのは本当に面している方だけにとるという、これは非常に面している方が一番影響を受けるので、その意見もありました。

あと、もう一つ、東京都などがやはり道路整備をやる時にとる範囲というのが基準がございまして、それですと、これの大体半分ぐらいの幅のエリアが東京都の標準でございます。今回、それよりさらに南北に広げて、結果的にこの広い範囲で、なるべくこの地域にかかわりのある方に幅広く聞こうというふうに今回、配布をしたところでございます。多少広げた関係で、少し回答率が下がってしまったというのは、やはりちょっと沿道から遠い方がかなり多かったもので、そういう回答率になったのかなというように考えてございますが。今回は、そういうことで、これまで協議会でやはり回数をもう16回ということを重ねてやってまいりましたが、協議会だけでなく、最後決めるに当たっては、再確認の意味でも幅広い範囲でアンケートをとろうというようなことの確認の意味で、今回、アンケートをとったということございまして、そういうこともありまして、今回はそうした属性についてはとらなかったということございまして。

当然、今後のいろいろな道路整備や公園整備に当たって、やはり、まず入り口のところで、ニーズ調査ということで、アンケートをとるといふようなときにつきましては、まず属性も含めてアンケートをやるというのは原則だと思っておりますので、今後、そのようにしていきたいと思っております。

○小枝委員 あとは、会議の持ち方なんですけど、私は、結論は、自分は木を守ってほしい。多分、割と、女性は、多くは、緑陰とか、やっぱり癒やしとか環境とか、そういうことに対する、すごくさりげないものに励まされ、支えられというのがあるので、そういう思いが、足し算でもっとふやしていこうというならいいと思うんですけど。だけれども、本当にまちの人がしっかりと議論をして、それが未来の我々のまちなんだというふうに考えた上での結果なら、それがもう街路樹なんか1本もなくいいよというのが本当に平均的な議論なら、それは失敗することも含めて、まちの民主主義だから、それは私は否定していません。だけれども、今、会議体が全員男性。で、この会議のあり方というのは、やっぱり異様ですよ。企業と男性。まあ、旦那衆ね。そういう人たちだけで物事を決めて、本当に心地よいまちになるのか。殺気のあるまちになってしまわないのか。そこは会議のつくり方としては非常に異様ではないかというふうに思うんですけども、それはもう何度も指摘していることなので、そこも答弁してください。

○佐藤地域まちづくり課長 警察通りの協議会の事務局は地域まちづくり課でやっておりますので、私のほうからご説明させていただきます。

まず、この道路整備でございますけれども、非常に長い時間をかけて協議会のほうで議論をしてきたというところがございまして。その中で、一番は、安全・安心が一番だよ。安心して通れるといったところ。それにあわせて、車椅子の方も安全で通れる。いわゆる

バリアフリーである程度の幅員が必要であるという部分のお話が、まず、ございました。その中で、街路樹についてというところでございますけれども、地域の思いとしますと、やはり自分たちの子ども、あるいは、孫に向けて、そのきれいな街路樹、皆さんの木を考えられるという形になりますけれども、そういった形のまち並み、道路、そういったものを整備していこうといったところを、まさにこの協議会の中で議論してきたというところでございます。その中で、今ある木がいいという方もいらっしゃいますし、そうでない木がいいという方もいらっしゃると。とはいいいながらも、ベースとするのが安全・安心な道といったところからスタートを検討しているところでございます。

今般、歩道の幅員、車道、あと駐車帯、いろいろさまざま課題がございましたけれども、そういった部分の整理が整ったというところでございます。また、樹木については、今の位置ではなかなか難しいというところがございますので、今後、担当課のほうで街路樹の状況を調査して、移植ができるのか、できないのか。できない場合は、どうしていくのか。また、新たな木、ずっと協議会のほうで言われておりますのは、花のなる木がいいよね、季節がわかる木がいいよね、それが一つ通りの名所になったらまたいいよねというようなお話をいただいているところがございます。それは、協議会としての総意という部分がございます。

先ほどありました街路樹の部分で、これ以上工事が延びてしまうのであれば、一層ないほうがいいんじゃないかという思いもあって言われているという部分がございます。また、一方で、植え込みがあることによって、そこにゴミが捨てられるので、植え込みがないほうがいいんじゃないかというようなご意見もいただいております。ただ、皆さんの思いとすると、安全・安心で、自分たちの子ども、孫に残せるように、お父さん、おじいさんが頑張ったこの道を整備したんだといったところの道を整備していきたいという思いで、協議会のほうは進めているというところがございますので、もう一点の男性ばかりというのは、前にもご質問いただいて、私、事務局のほうから個別ですけども、町会さんですとか商店街さんからちょっと女性の方のご出席というのもご依頼しているところはございますけれども、なかなか道路整備の部分については、非常に長い時間をかけて積み重ねてきたというところがあって、また、途中で変わるというのもなかなか難しいところもあるといったところのお答えをいただいているところではございます。

もう一点、今、神田警察通り自体の協議会というのが道路整備にあわせた沿道のにぎわいといったところを協議しているところがございます。また、さまざま建てかえの機運があるとか、まちの課題というのも出てきているところがございますので、今、この協議会の中に部会をつくって、もう少し幅広でというところで、そこで、今、検討しているところがございます。そこを設置するとき、町会の方々に女性をお願いしますというところもちょうどお願いしたところがございます。実は、その中で、ちょっとまちの方から女性が今、出てきていないというところが現状としてございます。学経の方が入っていただいて、今、女性の方、お二方でございますけれども、そこで全体の部分でのまちづくりを検討しているところがございます。

で、協議会等、女性のご意見というのは確かに大切なところがございますので、この協議会をずっと積み重ねた部分がございますけれども、機を見て、またちょっとそこら辺の部分、配慮を検討してまいりたいと思っておりますので、ぜひ、よろしくお願ひいたします。



○小枝委員 あんまり長引いてもあれですから。会議は聞いているので、私はわかっています。だから、みんなで決めるなら、それでいいですよ。だから——ただ、今、おじいちゃんとお父さんだけで決めているんですね。

○はやお委員長 おじいちゃん。（「ええっ」と呼ぶ者あり）

○小枝委員 やっぱりおばあちゃんとお母さん、もしくは独身の人だって必要なんですよ。こういうやり方をして進めてしまうと、誰がこれを責任を持つのか、と。私は、本当に協議会が——私も、もう言われます。もうおまえが、とか言われますよ。だけど、議員は逃げられない。説明を求められるし、どなられるし。全然いいですよ。だけど、協議会がこれを決めて進めるのであれば、協議会は地域に対して、ちゃんと街路樹は要らないとか、説明をしてくださいよと。将来に対して、説明をしてください。

○佐藤地域まちづくり課長 申しわけございません。ちょっと説明が足りなかったようで申しわけございません。協議会で、ここの道路整備のあり方を——あり方というか、その道路整備自体を決める、街路樹を決めるということではないです。決めるのは区が決めることです。で、地域のご意見、今回、さまざまアンケート調査をして、さまざまなお意見をいただいて、それを踏まえて、区として最終的に決めていくというところでございます。

○小枝委員 はい。委員長。

○佐藤地域まちづくり課長 それと、もう一点、協議会だけというようなお話がございましたけれども、実は、地域の町会長会議のほうにも参加させていただいて、ご説明して、そこの中には女性の町会長さんもおられます。婦人部の方もおられたりという部分もございますけれども、一応、各町会さんのほうに投げかけさせていただいて、持ち帰ってご意見があればといったところのところ、いろいろ意見のやりとりとかをやっているところでございます。

お父さん、おじいちゃんだけじゃなくて、お母さん、おばあちゃんも当然でございますので、そこも踏まえてやってまいります。

○はやお委員長 はい。ちょっと休憩します。

午後5時06分休憩

午後5時08分再開

○はやお委員長 再開いたします。

さまざまな、ちょっと意見が出てきています。ちょっと一応、今、ここのところについては投げっ放しの状態なんですけど、ほかに質疑ありましたら。

○木村委員 苦労してつくった道路整備方針、これは5の2というところに、地域への意見聴取についてという規定があります。この中で沿道協議会の設置を基本としながら、さまざまな意見聴取の手法を検討の上、事業を進めていくと。その一つの具体化が今回のアンケートだったんだろうと思うんですよ。確かに方針に基づいて、できるだけ意見聴取をします。この努力の後は、私はうかがえると思うんですね。ただ、問題は、これをやればいいということじゃないわけでしょう。いかにまちづくりに住民や関係者の合意を形成していくのかという、そのためのこの規定だったと思うんですよ。

私は、この方針に基づいて、区は努力をされたらと、それは思います。まあ、十分、不十分はあるにしても。しかし、やはりこれだけの陳情、書面を添えた陳情書が出てきたということは、私は、今回、意見聴取は努力をしたけれども、まだ不十分だというふうに思う

んですけれども、いかがでしょう。

○佐藤地域まちづくり課長 地域の思いといったところと、あと、幅広にご意見といったところがございます。今般、こういった形での陳情という部分もございます。限られた道路の場所のときに、どこまでどれだけ幅広に聞いていくのかというのが非常に難しいところがあるかなといったところを思っております。今回、4,000通アンケートというのは、区とすると、かなり多いアンケートをやらさせていただいて、そこでいろいろ課題も見えてきて、勉強しなきゃいけないというところもございます。やはりお客様を招くといったところからいうと、外部の人に聞くという部分もありますけれども、また、できた後の維持管理、日常的なものは道路公園でやりますけども、清掃をするとか、あるいは、地域の方が水やりとかって、そういった部分もありますので、やはり一時的には面した方々のご意向が一番大切かなといったところを感じているところがあります。

で、この部分で、どこまで引くかという部分については、今回行ったものを踏まえて、今後、幅広にちょっと考えていきたいと思っております。ただ、どこまで聞いても、なかなか難しいところではあるかなといったところは思います。ただ、今回、このアンケート調査によって、歩道であるとか、自転車道というようなご意見というものがあ程度まとまった形での数値が出てまいりましたので、その部分は重く受けとめさせていただきたいと思っております。やり方については、今後、またちょっとさまざま検討してまいりたいと思います。

○木村委員 多様な意見をやはり吸収できる場という協議会を、私はつくっていくべきじゃないかというふうに思うんですね。今、いろんな多様性の時代と言われておりますように、いろんな意見の方がおられるわけです。これは、そんなことを考えていないと思うけれども、行政に都合のいい人たちの意見をお持ちの方ということではないと思うんだけど、やはり行政としては多様な意見を反映できる場に協議会をしていくと。これは非常に大事なことだと思うんですね。

例えばですよ、あの街路樹というのは、やっぱり長い歴史があるわけですよ。歴史と、それから自然と。街路樹の役割というのは、この方針でうたわれているけれども、そういう機能を発揮しながら、同時に今の現代的な課題であるバリアフリー、これを実現していくという、そういう全体を両立させるような、共生させるような、そういう方法は見出せないのか。その辺は、専門家の知見もかりながら、先ほどの四番町じゃないけれども、誰もが納得できるような、要するに、道路というのは誰もが利用できるものでなければならぬわけ。ただ、街路樹の日常的な維持管理という点では、当然、沿道の皆さんにご協力いただかないとできないわけですから、その方の意見を尊重するって、これはよくわかります。行政のスタンスもよくわかる。しかし、やはり街路樹というのは、そこを通行する人たちのみんなの命を守ってくれるものなので、関係者の意見も吸収できるようなシステムがどうしても必要で、それはアンケートを補助手段として、やはり協議会のあり方にかかってくると思うんです。

そういった意味では、必要な専門家も十分に配置していく必要があると思いますし。多様なニーズを反映できるような、うーん、歴史も生かす。そして、安全も保障される。バリアフリーもできる。こういう道路の整備というのが本当にできないんだろうかと。人間の知恵というのは、その程度なんだろうかと。これは一つ一つ挑戦していかなくちゃいけ

ないし、その辺も含めて、やはり専門家の知見もかりながら、何とかそういう方策がないだろうかという行政が努力をしないと、私は、多くの人たちの共感を得られないんじゃないかと、賛同を得られないんじゃないかと。これはもう協議会の方で議論したことなので、もう無理ですということでは、やはり、うーん、結論づけるのは早過ぎるんじゃないかなと思うんですよね。いかがでしょうか。

○松本環境まちづくり部長 私も今年度から環境まちづくり部長になりまして、やはり道路あるいは公園の整備で、幾つものこうした協議会の場に出ています。やはりそれぞれの協議会でいろいろなこれまでの経緯もある中で、いろいろなやり方をやっております。また、やはり道路と公園ですと、その自由度、公園はかなり自由にできますけど、道路というのは、おのずと一定の規制のある中で、いかに工夫するかみたいな、そうした違いもあるところでございますが。やはり、今、木村委員が指摘されたことは、大変重要なことだと私も感じております。万が一にも、やはり工事着工した後で、工事が何かの事由でとまってしまうというようなことは、絶対に避けるような、（発言する者あり）そうした合意、皆さんが合意して、喜んでもらえるような、そうしたつくりをぜひ、これは今後、徹底的にいろいろなやり方を工夫してやっていかなきゃいけないというふうに私も非常に痛感しております。

協議会のメンバー構成についてもご意見をいただきました。また、アンケートのとり方についてもご意見いただきました。また、いろんな場で建設的ないい議論ができるような、やはり専門、学識経験者のアドバイスなども大変重要だというふうに私も感じてございますので、現在、まさにいろいろな新しいやり方なども取り入れながら、試行錯誤しております。ぜひ、いい形の協議の合意形成の仕方を、これはまさに担当する職員もそういうことがうまくいくというのがすごく励みにもなりますし、ぜひ、喜ばれるような、そうした道路・公園づくりに取り組んでいきたいと思っておりますので、またこれからもご助言いただければと思います。

○はやお委員長 いいですか。

申しわけない。ここのところ、陳情も出ていますので、とりあえず、きょうのところは、今、アンケートのとり方、まあ、協働と参画の一部だと思います。協議会のメンバーとかという多様性を、多様な意見を反映していくと。その中に、また指針等々もあるので、ちょっとその辺のところも含めて、この動きについて確認をして、陳情者のほうにどういふふうな形で文書化するかということを考えていきたいと思っております。

きょうのところは、まあ、あれなんで、継続ということでもよろしいでしょうかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それじゃあ、この二つの陳情につきましては、継続という扱いでさせていただきます。

それでは、休憩しなくて平気ですかね。

じゃあ、続きまして、次は、（２）の③送付２－３の災害備蓄物資を上階へ移動し区民の安心安全を確保する陳情につきまして、執行機関から何か説明ございますでしょうか。

○加藤災害対策・危機管理課長 本件陳情でございますが、こちらは、昨年８月に区内全戸配布いたしました洪水ハザードマップにおきまして、荒川が氾濫した場合、神田方面の浸水が３メートルになるということ。そして、２週間以上、電気、ガス、水道、トイレが

使えなくなる可能性があるということから、神田方面の地下に備蓄倉庫がある避難所については、備蓄物資を上階に移動してほしいというものでございます。

区では、現在、アーツ千代田3331を含めた浸水想定区域内の避難所の備蓄物資につきまして、食糧や水などの備蓄物資の一部を分散して置くことも含めまして、地上階に移すための検討、調整を進めているところでございます。また、台風の場合は、上陸することが数日前からわかるということもでございます。地域の方の協力のもとということになりますが、事前に地下にある備蓄物資を上階に移動するというのも考えてまいりたいと思っております。

あわせて、避難方法についてでございます。原則は、浸水想定区域から離れて、浸水想定区域外に避難するという水平避難であることも、引き続き防災訓練や防災イベントなど、さまざまな機会を通じて、周知に努めてまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

○はやお委員長 はい。何かございますでしょうか。

○桜井委員 本件については、私も一般質問で取り上げさせていただいて、地下にある物資をなるべく早く地上階や被害がないところに移動すべきですよという、そんな質問をさせていただいた経緯がございます。

今回の陳情については、アーツ3331を含めた外神田だとか、そちらのほうの区の備蓄物資を3メートル上に上げるようにという、そんなご要望が陳情として上げられています。それで、今、区の避難所というのは、これを見てやるんですね、これ。避難所というのは、今、18あるんでしょう。18施設。この中で、これは神田だけじゃないですよ。神田だけじゃない。全区で18あるんだけど、この地下に備蓄倉庫がある、備蓄品が地下にあるということは、何カ所ぐらいあるんですか。

○加藤災害対策・危機管理課長 避難所の備蓄倉庫でございますが、その建物内に備蓄倉庫があるものと、一部、民間倉庫など……

○桜井委員 うん。えみふるなんか、そうだよな。

○加藤災害対策・危機管理課長 ええ。あたりするところでございますが、完全に地上だけに置いているという避難所につきましては、2カ所でございます。

○桜井委員 えっ。地上じゃないのよ。地下にある。地下に備蓄しているところ。

○加藤災害対策・危機管理課長 あ、ごめんなさい。地下に備蓄倉庫が一部でもある避難所は16カ所でございます。

○桜井委員 18施設のうちの16カ所が地下に避難物資があると。そういうことですよな。陳情者の方もご心配されていらっしゃるのとおり、早く上に上げてくださいという切実なそんな思いがある。ところが、実際、調べてみると、外神田だけじゃなくて、この練成中学校、旧練成中学校のところだけじゃなくて、まだほかにも、あと14カ所、地下にあるんですよということがわかりました。

それと、この16カ所、先ほど検討するというので、早速、あその後、準備にかかっているんでしょ。今、そんな答弁もありました。単に3メートル上げるというのは、確かに3メートル水が来るから、3メートル以上だったらいいでしょうと、そういう話なんですけど。災害物資を地上階、それも水の届かないところに上げるといっても、そんな簡単なものじゃないですよな。そうしたときに、何が必要になってくるんですか。

地上階にこの災害物質を上に乗せるとしたときに、そんな簡単にはいかないと思うんだけど、今、検討しているということをおっしゃられたけど、どんなことを検討していらっしゃるのか、教えていただけますか。

○加藤災害対策・危機管理課長 検討内容でございますが、まず、避難所の上階に当たる部分でどのような使われ方をしているのかというところで、実際に備蓄物資を置くスペースがあるのかどうか。そして、その置き方、例えばキャビネットを置くですとか、パーティションで区切るですとか、その置き方がどういう置き方ができるのか。そして、また、そういう置き方をしたときに、消防法ですとか建築基準法などの法令に違反することがないというところの確認も必要になってまいりますし、何といたっても、施設の使われ方の話になってきますので、施設管理者との調整というところも必要になってまいります。

○桜井委員 なるほどね。全くそのとおりですよ。避難物資を水の届かないところに上げるということは必要なのは、誰しもわかるんだけど、そんな簡単にはいかないということもよくわかりました。それと、これからの中でも、18カ所のこの避難所においても、そういうどの場所にどのぐらいのスペースで置くのか。何階部分のところに置くのかということには、これからの中では時間がかかるということもよくわかりました。

それと、あと、ハザードマップ、これは千代田区のハザードマップじゃないですけども、広報の中でもこれが出ています。確かに外神田を中心にしたところでの、荒川が決壊した場合ですよ。外神田から東京都に向けて、こうやって東京駅に向かって下がってくるというような、そんなような図になっているわけなんですけども。果たして、このハザードマップに出ているところだけなのかなという。確かに青と黄色で描いてあるけども、まだほかにも、こういうハザードマップ、雨が降って、洪水が来て、その水が流れてきて、水がたまったよというところもあるかもしれないけども、大雨が降って、それで、その場所に荒川が決壊とは別に、水がたまるというケースというのは、まだまだほかにもあると思うんです。

例えば、この千代田区役所にしても、今、地下に防災備蓄品というのがあるんでしょう。地下に、この建物はあるわけですよ。神田川が決壊すれば、駐車場を通過して、下に水が流れていきますよね。防災マップには、千代田区役所のところにマークはありませんよ。マークはありません。マークはないけども、誰が考えたって、簡単にそんなことは想像つくでしょう。止水板をつけるって、岩本町のほほえみプラザのところに視察に特別委員会で行きましたけども、果たして止水板をぽんと当てればとまるのかどうか、下に水が行かないのかどうかという、非常に心配なところがありました。この区役所なんか、もう本当に最たるものだと思う。

それを考えると、この千代田区内というのは、結構、ほかにもまだまだあると思うんです。そうなってくると、この避難所の18カ所以外の場所、以外の場所、ここでは、アーツ千代田3331の具体的なお名前も出ていますけども、例えば、まちみらい千代田だとか、いろいろな出張所だとか、千代田区の区の出先機関だとか、それぞれあると思いますけども、みんな同じようなことになってくるんだと思うんですよね。そうなってくると、陳情者の方が心配をされて、こういう形で、陳情されるということは本当にそのとおりだと私も思うし、すぐにでもやってあげなければいけないと思いますけども。あわせて、先ほど検討を始めたということで、課長にご答弁いただいたんですけども、もっとこのハザード

ドマップにあるマークをしたところ以外のところについても、ついても、やっていく必要があるんだと思うんだけど、そこら辺はどのように考えていらっしゃいますか。

○吉村行政管理担当部長 すみません。今、桜井委員からのお話をいただきました。確かに去年発行しました荒川が氾濫した際のハザードマップというのは、東側のところが3メートル程度、最悪浸水するだろうという想定になってございます。そのほかに、今、ご指摘のありましたように、神田川、日本橋川、この2本の川がいわゆるゲリラ豪雨のような集中的な雨が降った際に、氾濫をする可能性があるというようなことは、私どもも十分認識をしております。そういった意味では、この本庁舎の備蓄品も含めて、去年発行した水害のハザードマップ以外のところも、それぞれの施設、区有施設も含めて、物資が置いてある部分については、あわせて総点検をして、移せるべきものは移す。全てを地下階から上階に移すというのは、これはちょっとスペース的な部分も含めて、無理な部分はございますけれども、最低限、水や食糧で移せる部分については、分散配置も含めて、取り組みを進めていきたいというところで、今、鋭意、所管のほうで各部署と調整をして取り組んでいるところでございます。

○桜井委員 委員長、ちょっと休憩してもらっていいですか。

○はやお委員長 はい。休憩します。

午後5時29分休憩

午後5時36分再開

○はやお委員長 それでは、再開いたします。

まあ、さまざまに分散して置くとか、地上階に移せるものを検討、調整していくということは、理事者のほうからの説明でわかりました。今後のところについて、どういうふうにこの出水期について取り組むのか、もうちょっと、一つ踏み込んで答弁いただけますでしょうか。

○吉村行政管理担当部長 陳情の中では、特に陳情者の地元ということで、アーツ千代田3331が例示として挙げられてございますが、昨年の台風被害も鑑みますと、多摩川が若干氾濫をしたというようなこともございます。荒川がいつ氾濫するのかということは、それについては、なかなか保証ができないというところで、今般の水害のハザードマップができたというような過程もございます。そういった意味で、アーツ3331だけということではなくて、まずは、荒川での浸水被害が想定されている部分について、早期に点検をして、出水期をめぐりに少しでも上階に、地下にあるものは上階に、特に食糧、水にかかわるものについては、動かせるようにしていきたいというふうに、基本的には考えてございます。

その点も踏まえまして、少しこちらのほうでスケジュール的なものを整理させていただいて、それをまたご報告をさせていただきながら、示させていただきながら、内部でも早急に全体的な16カ所の地下にある避難所について、動かすことを取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○はやお委員長 まあ、そういう出水期に向けた執行機関の取り組みを今後確認していつて、そして、陳情者にその総合的な形で返したいと思っておりますので、きょうのところは、じゃあ、継続でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは、送付2-3、災害備蓄物資を上階へ移動し区民の安心安全を確保する陳情につきましても、継続ということをお願いいたします。

続きまして、環境まちづくり部の報告（2）東京駅周辺区域における自転車等放置禁止区域の指定についての報告を求めます。

○山下環境まちづくり総務課長 東京駅周辺区域における自転車等放置禁止区域の指定について、環境まちづくり部資料2に基づきご報告させていただきます。

オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、観光客の増加等が見込まれるため、東京駅周辺区域における自転車等放置禁止区域を拡大し、指定いたします。

地図上に赤で塗られている箇所が、既に自転車等放置禁止区域に指定済みの区域でございます。青で、真ん中辺で水色で塗られている箇所が、新たに今回追加して、放置禁止区域に指定する区域でございます。

裏面のほうをごらんください。4番のところにスケジュールがございます。3月20日号の広報とホームページで掲載し、周知をし、4月1日に指定する予定でございます。

5番に指定する区域の放置禁止区域周辺の自転車駐車場の整備状況。それから、6番にコミュニティサイクルのポートの設置状況。7番のほうに、放置自転車の台数の推移を記載してございます。

報告は以上でございます。

○はやお委員長 はい。それでは、ただいまの報告につきまして、質疑、質問を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは、報告事項（2）につきまして、終了いたします。

その他に入ります。

委員からの……

○林委員 すぐ終わりますけど、1点。

○はやお委員長 はい。林委員。

○林委員 予算特別委員会のところを確認したんですけれども、地方公務員法第4条の規定の特例というのは、その後、進捗はありますか。ございませんか。定年延長についてです。

○吉村行政管理担当部長 人事的な部分になろうかと思えますけれども、今現在のところ……

○林委員 区長からの指示は。

○吉村行政管理担当部長 指示はございません。

○林委員 はい。

○はやお委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 それ……

○小枝委員 すぐ終わります。

○はやお委員長 ああ、はい。小枝委員。

○小枝委員 すみません。すぐ終わります。

予算特別委員会でかなり話題になったミッドタウン日比谷のところの区有地の貸借に絡む、その前から都市再生緊急整備地域に指定したり、いろいろ容積緩和したりという、ちょっとまちづくり的にいうと、それなりの道のりがあって、その経緯・経過がわかるものを出していただければと思います。ちょっと議員、全然認識できないと思う。

○はやお委員長 はい。報告できますか。改めて……。〔発言する者あり〕

○小枝委員 もちろん。もちろん。もちろん。

○はやお委員長 改めて、きょうのところじゃなくて、資料で報告するように準備していただけますかということ。よろしいですか。ここは答えて。

○大森まちづくり担当部長 はい。ご用意させていただきます。

○はやお委員長 はい。

それでは、あと、執行機関から何かございますでしょうか。

○松本環境まちづくり部長 ございません。

○はやお委員長 で、いつもやっております企画総務委員会の所管事務調査項目の確認をいたします。

5点ほど、まず、今までの既存があります。複合施設のあり方について。2番、意思形成、意思決定過程の整理に伴う公文書、情報公開のあり方について。3、参画と協働のあり方について。4、マンション管理の適正化の推進について。5、総合住民サービスシステムの運営についてと入っているんですけど、一応、ここなんですけど、確認です。まあ、総合住民は、この前やったからいいか。（「この前、やっていなかったっけ」と呼ぶ者あり）〔発言する者あり〕いや、休憩じゃない。

休憩します。

午後5時43分休憩

午後5時44分再開

○はやお委員長 再開いたします。

じゃあ、この5点につきましては、継続として所管事務調査項目として、続いてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。

そのほか、追加するということはございますでしょうか、何か。（「なし」「きょうで終わっちゃう」と呼ぶ者あり）いや、所管事務調査項目。項目。項目。だから、一応、確認をして、また追加していてもいいんですよ。今、この5項目あるよねといったときにあれば、出てくるし、また、これを所管を継続して、項目として追加する。特段、今のところがなければ、また——でも、随時追加していきます。

休憩します。

午後5時45分休憩

午後5時45分再開

○はやお委員長 はい。再開いたします。

それでは、一応、5項目を所管事務調査項目として留意しておきます。

続きまして、6の閉会中の特定事件継続調査事項について、閉会中でも委員会が開催できますよう、議長に申し入れたいと思いますが、よろしいでしょうか。



〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。

以上で、企画総務委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後5時45分閉会